



2023.3 vol:28

ネットワーク通信

熊本県認定農業者連絡会議 (事務局)熊本市中央区水前寺 6 丁目 18-1 (県庁行政棟本館) (一社)熊本県農業会議内 TEL(096)384-3333・FAX(096)385-1468

●●●●●I 令和4年度(2022年度)の活動報告●●●●●

1 令和4年度通常総会及び第1回熊本県農業経営改善支援セミナー

(令和4年8月5日)

熊本市「ホテル熊本テルサ」で3年ぶりに参集型で開催した令和4年度(2022年度)通常総会には、会員及び関係機関等の担当者約110人が出席し、令和4年度事業計画等の承認や新役員(理事・監事)の選任、「認定農業者等担い手支援施策の充実・強化に向けた要請書(案)」等を提案し、可決されました。

また、引き続き開催した「第1回熊本県経営改善支援セミナー」(共催:くまもと農業経営継承支援センター、くまもと農業経営相談所 外)では、八代市鏡町の農業法人「フィールドマスター合同会社」の代表である林孝憲氏から「失敗しない事業継承のための『しくじり体験談』」をテーマに、自らの経営継承の失敗談や苦労話などに基づくお話をいただき、経営継承に悩む多くの経営者にとって大変参考となる講演になりました。



西原会長挨拶



フィールドマスター合同会社 林代表の講演

○8月5日の総会により決定した役員及び理事等

1) 三役

- ・会長：西原 禎二(熊本市)
- ・副会長：桑原 利典(あさぎり町)
- ・副会長：福島 則義(御船町)
- ・副会長兼女性部長：工藤 清子(菊池市)
- ・総務兼会計担当理事：宮本 一雄(熊本市)
- ・女性部副部長：岩村 まり子(玉名市)
- ・女性部副部長：横山 真由美(御船町)

2) 相談役

- ・坂本 正敏(玉名市)
- ・豊田 スイ子(熊本市)

3) 理事

- ・中山 健作(宇土市)
- ・大保 賢一(玉名市)
- ・前田 博礼(荒尾市)
- ・矢野 圭介(菊陽町)
- ・鈴木 誠士(産山村)
- ・梶本 和博(八代市)
- ・道園 浩二(芦北町)
- ・島津 野歩(人吉市)
- ・水野 幸也(上天草市)

4) 女性部理事

- ・白石 典子(熊本市)
- ・川上 照美(美里町)
- ・穴見 まち子(小国町)
- ・片山 幸子(芦北町)
- ・坂本 美鈴(錦町)
- ・山口 博子(上天草市)

5) 監事

- ・松永 琢磨(美里町)
- ・伊藤 博長(南関町)
- ・池野 君孝(天草市)

2 新役員就任に伴うの関係機関への挨拶回り（令和4年9月14日）

令和4年9月14日に九州農政局等の関係機関へ新三役・女性二役就任の挨拶に伺い、情報交換を行いました。

併せて、総会で採択された「認定農業者等担い手支援施策の充実・強化に向けた要請書」についても提出しました。



九州農政局



熊本県農林水産部



日本政策金融公庫 熊本支店



J A 熊本中央会



J A 熊本経済連

●認定農業者等担い手支援施策の充実・強化に向けた要請書●

市町村認定農業者協議会等と連携の下、認定農業者の意見を汲み上げ、個々の経営確立と地域農業・農村の持続的発展のため、以下の項目について要請書を取りまとめました。

○要請内容

- 1) 認定農業者への経営支援の充実・強化について
 - (1)農業用機械・施設等の導入に係る事業の弾力的な運用について
 - (2)農地基盤整備等について
 - (3)農業保険制度（収入保険・農業共済）への加入促進について
- 2) 親元就農（後継者）への支援と円滑な経営継承対策について
- 3) 女性農業者の育成及び社会参画の推進について
- 4) 中山間地域等で取り組む農業者への支援について
- 5) 新型コロナウイルス感染症等への対策について
- 6) 燃油、生産資材・原材料の価格高騰対策等について
- 7) 認定農業者協議会等組織活動への支援について
- 8) その他、施策などに対する意見について
 - (1)みどりの食料システム戦略について
 - (2)人・農地プランの法定化による地域計画等について
 - (3)農家負担ゼロの基盤整備事業の確実な実施について

認定農業者等担い手支援施策の
充実・強化に向けた要請書

令和4年8月5日（金）
熊本県認定農業者連絡会議

3 令和4年度「九州農業担い手サミットinおおいた」への参加

(令和4年8月31日)

令和4年8月31日、大分市内のホテルで「九州農業担い手サミットinおおいた」が開催されました。テーマは「結いの力を九州から」。コロナ禍で希薄となった繋がり的重要性を再認識するため、九州5県の中核を担う認定農業者等約150人（うち熊本県参加者12名）が集まり意見を交わしました。宇佐平野産の麦を使った焼酎誕生の経緯や特徴等について、生産者の方々が紹介しました。



おおいた認定農業者組織ネットワーク
久保田会長挨拶



西原会長から熊本県組織の活動報告

4 九州5県認定農業者組織代表者等と九州農政局との意見交換会

(令和4年8月31日)

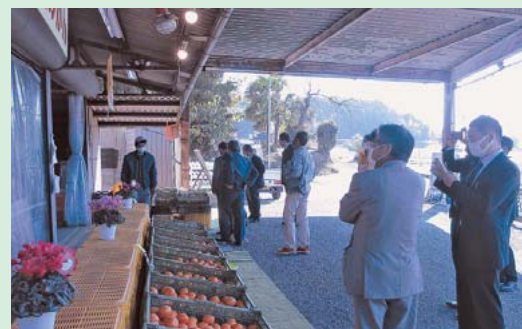
令和4年11月15日に九州5県認定農業者組織代表者等と九州農政局との意見交換会を開催しました。同交換会では、「食料安全保障」、「人・農地関連法の見直し」、「生産資材・燃油価格等高騰対策」、「次世代へのスムーズな経営継承」の4つをテーマに活発な意見が交わされました。

翌日は、熊本市北区植木町の「株式会社 味咲」及び「西原果樹園」の現地視察研修を行いました。

九州農政局との意見交換会



現地視察研修の様子



5 第24回全国農業担い手サミットinふくい (令和4年10月20日～21日)

「みんなで描こう！農業の未来地図～ふくいで語り、つなげよう担い手ネットワーク～」をテーマに「第24回全国農業担い手サミットinふくい」が福井県で開催され、熊本県から70人を超える会員が参加しました（全体会：サンドーム福井）。

このサミットは、全国の意欲ある農業の担い手が一堂に会し、相互研さん、交流を通じて農業経営の現状や課題についての認識を深め、自らの経営改善と地域農業・農村の発展を目指すことを目的に、平成10年から開催されています。

新型コロナウイルスの影響により、令和2年度は中止、令和3年度（茨城県）はオンライン開催となり、現地参集による開催は約3年ぶりとなりました。

令和4年度（2022年度）全国優良経営体表彰については、販売革新部門では熊本市「ウシジマ青果株式会社」が経営局長賞を、経営改善部門では阿蘇市「株式会社 AGRISE」が全国担い手育成総合支援協議会会長賞を、そして生産技術革新部門では八代市「有限会社ながまつ」が全国担い手育成総合支援協議会会長賞をそれぞれ受賞されました。

また、10月21日には、福井県内6つの地域に分かれての現地視察研修が行われました（写真は「A-1コース：福井地域」）。



全体会会場



ウシジマ青果（株）



（株）AGRISE



（有）ながまつ



全体会の様子



地域交流会の様子（福井地域）



安美農場視察



（農）ハーネス河合視察



ファームビレッジタナカ視察

6 2023年農政セミナー並びに新春賀詞交換会（令和5年1月10日）

令和5年1月10日にホテル熊本テルサで「2023年農政セミナー並びに新春賀詞交換会」を開催しました。

同セミナーは、認定農業者協議会等の役職員及び関係者が一堂に会して、2023年の日本農業の展望と担い手が目指す方向性等について知見を広めるために開催したものです。

ウクライナ情勢等に伴う世界の食糧事情の急変や、円安等による肥料・飼料等の生産資材、燃油価格等の高騰などにより、農業者の経営にも大きな影響を及ぼしている中で、世界の資源・エネルギー・食糧事情に精通されている「株式会社資源・食糧問題研究所 代表 柴田 明夫 氏」を講師として迎え、現状を認識した上で、2023年を農業者がどう立ち向かっていくかが大事なのかを考えるためのセミナーとなりました。

セミナー終了後は、新春賀詞交換会を開き、県産農産物のPRを目的に、当連絡会議の役員等が生産・販売している農産物等を参加者へ抽選により配付しました。

2023年農政セミナー



西原会長挨拶



株式会社資源・食糧問題研究所 柴田 明夫 所長

新春賀詞交換会



桑原副会長挨拶



賀詞交換会の様子

7 社会貢献活動

長引くコロナ禍に加え物価高騰等により、県内のひとり親家庭の経済的困窮と精神的負担の深刻化が懸念される中、その支援にあたっている「社会福祉法人 熊本県ひとり親家庭福祉協議会」を通じて、会員が生産する農産物等の無償提供の協力を求め、社会貢献活動を実施しました。

この社会貢献活動については、令和3年度に引き続き2回目となり、令和3年度は県内の大学に通う学生等を中心に支援を実施しましたが、今年度については県内ひとり親家庭を対象とした支援を実施しました。

今回行った「社会貢献活動」では、多くの会員からコメ約3トン、かんしょ 150kg、人参 100kg、ジャガイモ 30kg、その他の加工品等も含めて約34品目に及ぶたくさんの物資提供にご協力いただきました。

令和5年3月7日に贈呈式を行い、西原会長から熊本県ひとり親家庭福祉協議会の藤井会長へ目録を贈呈させていただきました。

○贈呈した支援物資について

精米、玄米、もち米、根菜類（人参、かんしょ等）みかん、豚肉、その他加工品等約34品目を、熊本市、和水町、芦北町、人吉市の県ひとり親家庭福祉協議会の4拠点に提供。

熊本県ひとり親福祉協議会へ贈呈



西原会長から藤井会長へ目録贈呈



工藤女性部長から中原事務局長へ物資贈呈



全体写真



藤井会長から御礼の挨拶

今回の社会貢献活動に多大なご協力をいただきました会員及び市町村事務局の皆様にご礼申し上げます。

8 令和4年度「くまもと農業女性ゼミナール」の開催（令和4年8月～1月）

女性の活躍促進と女性リーダーの育成を目的とした「くまもと農業女性ゼミナール」が開催され、熊本県認定農業者連絡会議女性部も共催として参加いたしました。

農業に携わるようになって概ね10年以内の方を対象とした「ニューアグリウーマンコース」、就農後概ね10年以上経験し、農業経営に意欲を持って取り組む方を対象とした「次世代経営者コース」の2つのコースを設け、令和4年8月から令和5年1月にかけて各コース4回（第1回及び第4回は2コース共通）講座を開催し、多くの女性農業者が参加しました。

第1回の共通コースでは、工藤女性部長が「女性の自立と地産地消」をテーマに講演し、参加者は女性経営者等との意見交換を通してリーダーになるためのスキル・知識習得を図りました。

第1回共通コース



工藤女性部長



第2回ニューアグリウーマンコース



第2回次世代経営者コース



第3回ニューアグリウーマンコース



第3回次世代経営者コース



II 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の概要

背景

農業者の減少の加速化が見込まれる中、生産の効率化やスマート農業の展会等を通じた農業の成長産業化に向け、分散錯圃の状況を解消し、農地の集約化等を進めるとともに、人の確保・育成を図る措置を講ずることが必要

【分散錯圃の状況※】

T県N市の認定農業者(水稲専作)の事例



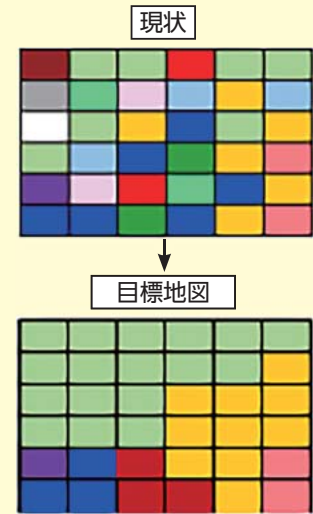
※・経営面積16.4haが、70カ所に分散(1カ所当たり平均23a、写真は一部)
・最も離れている農地間の直線距離は5km

法律案の概要

〈地域計画の策定（人・農地プランの法定化）〉

- ① 市町村は、農業者、農業委員会、農地バンク、農協、土地改良区等による協議の場を設け、将来の農業や農地利用の姿について話し合いを実施
(基盤法第18条)
- ② これを踏まえて、市町村は、ちいきの将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標（目標とする農地利用の姿を示した地図を含む）等を定めた「地域計画」を策定・公告
その際、農業委員会は、農地バンク等と協力して目標とする地図の素案を作成
(基盤法第19条及び第20条)

※ 地域計画は、令和7年（2025年）3月末までの間に策定
(附則第4条)



〈農地の集約化等〉

- ① 農業委員会は、地域計画の達成に向け、農地所有者等による農地バンクへの貸付け等を促進し、農地バンクは、農地の借入れ等を農地所有者等に積極的に申入れ
(基盤法第21条第1項、機構法第8条第3項第3号)
- ② 通常地域計画を策定した地域について、追加的に、地域計画の特例として、3分の2以上の農地所有者等の同意を得た場合、農地を貸し付けるときは農地バンクとすることを提案できる仕組みを措置
(基盤法第22条の3及び第22条の4)
- ③ 農地バンクは、地域計画の達成に向け、「農用地利用集積等促進計画」を策定し、農地の貸借等を促進
また、農業委員会が同計画を定めるべき旨を要請した場合、農地バンクはその内容を勧告して計画を策定
(原稿の市町村の利用集積計画は、農用地利用集積等促進計画に統合)
(機構法第18条)
- ④ 農家負担ゼロの基盤整備事業の対象に、農地バンクが農作業の委託等を受けている農地を追加
(基盤法第22条の6)
- ⑤ 農地バンクに対する遊休農地の貸付けに係る裁定等における貸付期間の上限を延長（20年→40年）
(農地法第39条第3項等)
- ⑥ 農業委員会による農地利用最適化推進指針の策定を義務化
(農委法第7条第1項)

〈人の確保・育成〉

- ① 都道府県が、農業を担う者の確保・育成に関する方針を策定し、農業経営・就農支援を行う体制を整備
(基盤法第5条及び第11条の11)
- ② 認定農業者に係る措置
ア 公庫が、認定農業者向けの「資本性劣後ローン」を融資
(基盤法第13条の3)
イ 認定農業者の加工・販売施設等に係る農地転用許可手続をワンストップ化
(基盤法第12条、第13条の2及び第14条)
- ③ 農地の取得に係る下限面積要件を廃止
(旧農地法第3条第2項第5号)
- ④ 農協による農業経営に係る組合員の同意手続を緩和
(農協法第11条の50第3項)

施行期日

令和5年（2023年）4月1日から施行

令和5年10月から消費税のインボイス制度 (適格請求書等保存方式)が始まります



○ 消費税とは

- 商品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課される税です。
- 消費税は消費者が負担しますが、納税は事業者が行います。
- 事業者は、売上げに係る消費税額から、仕入れに係る消費税額を差し引いた額を納税します。(差し引くことを「仕入税額控除」といいます。)

○ インボイス制度のポイント

- 令和5年10月から、事業者が仕入税額控除を行うためには、原則として、仕入先からインボイス(適格請求書)を発行してもらい、保存しておく必要があります。
- このインボイスは、税務署長の登録を受けたインボイス発行事業者(課税事業者)のみが発行できます。
(免税事業者はインボイスの発行ができません。)

$$\text{納付する消費税額} = \text{売上げに係る消費税額 (売上税額)} - \text{仕入れに係る消費税額 (仕入税額)}$$



インボイスに基づいて
仕入税額控除

【従来の区分記載請求書】

請求書		
●●(株)御中		○○会社
○年○月分	請求金額	43,600円
○月○日	割ばし	550円
○月○日	牛肉 ※	5,400円
	合計	43,600円
	(10%対象)	22,000円
	(8%対象)	21,600円
※は軽減税率対象		



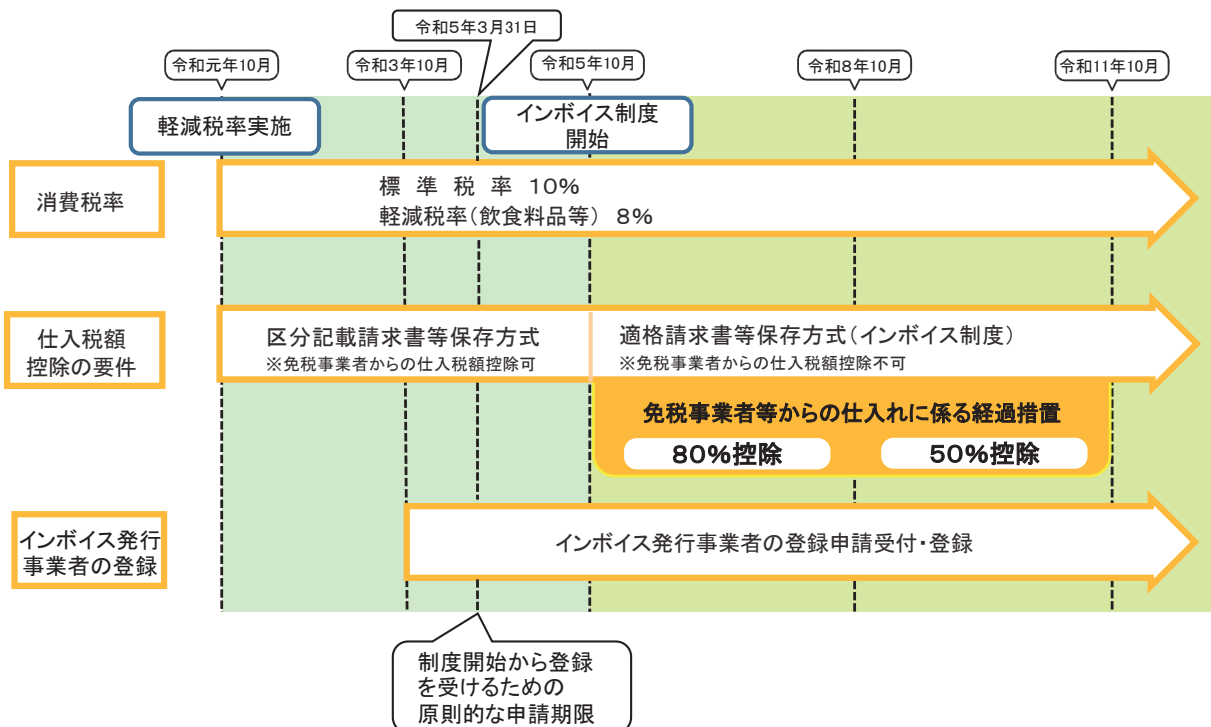
【インボイス】

請求書			
●●(株)御中		登録番号	○○会社
		(T1234...)	
○年○月分	請求金額	43,600円	
○月○日	割ばし	550円	
○月○日	牛肉 ※	5,400円	
	合計	43,600円	
	10%対象	22,000円	内税 2,000円
	8%対象	21,600円	内税 1,600円
		消費税額等	
※は軽減税率対象			

赤字が従来の区分記載請求書との変更点

○スケジュール

- インボイス発行事業者となるための登録申請は、令和3年10月から始まっています。
- 原則的な登録申請期限は令和5年3月31日ですが、4月以降の登録申請でも、令和5年9月30日までに提出をすることで、令和5年10月1日の制度開始時に登録が可能です。
- インボイス制度の開始後6年間（令和11年9月まで）は、免税事業者等が発行する従来の区分記載請求書等に基づき、一定の仕入税額控除ができる措置が設けられています。

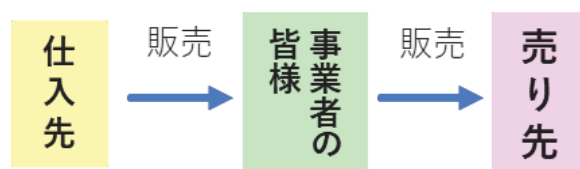


○インボイス制度の特例(インボイスの保存を必要としない仕入税額控除の特例)

- 農業者等が卸売市場や農協、漁協、森林組合、事業協同組合などに委託して、小売業者等に販売する場合（農協などの場合は、無条件委託・共同計算方式に限ります）は、当該小売業者等は、卸売市場や農協などが発行する書類に基づいて仕入税額控除をすることができます。
- 令和5年度税制改正により、課税売上高が1億円以下である事業者は、制度開始後6年間は、1万円未満の課税仕入れについて、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除ができる措置が設けられる予定です。
- その他バス、鉄道などの公共交通機関による運送や、自動販売機による商品の購入（いずれも3万円未満のものに限ります。）等についても、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で、仕入税額控除をすることができます。

○ インボイス制度への対応

インボイス制度が開始されるに当たり、農林漁業者・食品産業の事業者の皆様は、次のような対応や検討が必要になります。



課税事業者（売上高が1千万円を超える事業者。消費税の納税義務があります。）

※ 令和5年度税制改正により、免税事業者からインボイス発行事業者となる場合、制度開始後3年間は、納税額を売上税額の2割に軽減する措置（2割特例）が設けられる予定です。

〈売り先との関係〉

- ① インボイス発行事業者となるためには、税務署長の登録を受ける必要があります。
- ② インボイスとして売り先に発行する請求書等に、既存の記載事項に加えて、登録番号、適用税率（8%、10%）、消費税額等を記載する必要があります。
- ③ 売り先の求めに応じて、インボイスを発行する必要があります。

〈仕入先との関係〉

- ① 仕入先がインボイス発行事業者であるか確認する必要があります。
- ② 仕入税額控除をするためには、原則として、仕入先からインボイスを発行してもらい、保存しておく必要があります。
- ③ 仕入先が免税事業者の場合は、インボイスを発行してもらえないため、仕入税額控除ができなくなることによる影響を踏まえて、仕入先や売り先と価格面を含め適正な取引条件等を話し合っておいてください。

※ 仕入先が免税事業者等のインボイス発行事業者でない場合であっても、制度開始後6年間は、一定の仕入税額控除ができる経過措置が設けられています。

※ 令和5年度税制改正により、課税売上高が1億円以下である事業者は、制度開始後6年間は、1万円未満の課税仕入れについて、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除ができる措置が設けられる予定です。

簡易課税事業者（売上高が5千万円以下の事業者が選択できます。売上税額だけから消費税の納税額を計算します。）

※ 令和5年度税制改正により、免税事業者からインボイス発行事業者となる場合、制度開始後3年間は、納税額を売上税額の2割に軽減する措置（2割特例）が設けられる予定です。

〈売り先との関係〉

上記①～③ 課税事業者と同じ

〈仕入先との関係〉

特段の対応の必要はありません。

※ 売上税額と「みなし仕入率」（【例】卸売業：90%、小売業、農林水産業（食用）：80%、農林水産業（非食用）、製造業：70%）によって消費税の納税額を計算するため、仕入先からインボイスを発行してもらう必要がありません。

免税事業者（売上高が1千万円以下の事業者。消費税の納税義務が免除されます。）

〈売り先との関係〉

- ① インボイスを発行できません。
- ② 売り先が消費者、免税事業者、簡易課税事業者である場合、卸売市場や農協、漁協、森林組合、事業協同組合等（※）への委託販売を行う場合は、インボイスの発行を求められないため、これまでの取引と何ら変わりません。
（※）農協などの場合は、無条件委託かつ共同計算方式に限ります。
- ③ 売り先が課税売上高1億円以下の事業者である場合、制度開始後6年間は、1万円未満の少額な取引について、令和5年度税制改正により、インボイスの保存がなくても仕入税額控除ができる措置が設けられる予定であるため、これまでの取引と変わりません。
- ④ 売り先が課税事業者である場合は、売り先が仕入税額控除をできなくなるため、売り先と価格面を含め適正な取引条件等を話し合っておいてください。なお、今後の経営発展を考えて、課税事業者や簡易課税事業者へ転換することも選択肢の一つとして考えられます。

〈仕入先との関係〉

特段の対応の必要はありません。